

日本食品化学学会誌倫理調査委員会規則

(目的)

第1条 日本食品化学学会誌倫理調査委員会規則（以下、本規則という）は、日本食品化学学会倫理規定に基づき、日本食品化学学会誌の編集・出版に関わる科学における不正行為およびその疑惑について必要な調査、審議を行い、不正に対する措置をおこなうためのガイドラインと手続きを定めるものである。

(定義)

第2条 本規則が対象とする主要な科学における不正行為は以下の通りである。

- (1) 日本食品化学学会誌が受理した論文原稿または掲載した論文の記載内容に実験結果の改竄または捏造を疑うに足りる合理的理由が認められる場合（改竄・捏造）
- (2) 日本食品化学学会誌に掲載した自身の論文、若しくは掲載予定または投稿中の自身の論文原稿内容の一部または全部を、発表済みまたは投稿中であることを明記せずに、日本食品化学学会誌または日本食品化学学会誌以外の雑誌に投稿または掲載した場合（第一種重複投稿）
- (3) 日本食品化学学会誌以外の雑誌等に掲載した自身の論文、若しくは掲載予定または投稿中の自身の論文原稿内容の一部または全部を、発表済みまたは投稿中であることを明記せずに、日本食品化学学会誌に投稿または掲載した場合（第二種重複投稿）
- (4) 日本食品化学学会誌に掲載された他者の研究成果の一部または全部を、正当な文献の引用なしに、あたかも自身の研究成果であるかのように、日本食品化学学会誌または日本食品化学学会誌以外の雑誌に投稿または掲載した場合（第一種盗作）
- (5) 日本食品化学学会誌以外の雑誌等に発表されている他者の研究成果の一部または全部を正当な文献の引用なしに、あたかも自身の研究成果であるかのように、日本食品化学学会誌に投稿または掲載した場合（第二種盗作）
- (6) 上記範疇以外の日本食品化学学会誌に関わる科学不正であって、日本食品化学学会誌編集委員会が看過出来ないと判断したもの（その他の重要な科学不正）

(日本食品化学学会誌倫理調査委員会の設置)

第3条 日本食品化学学会誌編集委員長は、第2条に掲げる科学不正またはその疑惑の発生に関する連絡を受けた場合、若しくは、その発生に自ら気づいた場合には、速やかに日本食品化学学会誌倫理調査委員会（以下、調査委員会という）設置の必要性を日本食品化学学会誌編集委員会に諮り、過半数の賛成が得られた場合には調査委員会を設置する。

2 調査委員会は日本食品化学学会誌編集委員会の全委員を以て構成する。

3 委員会が必要と判断した場合には、日本食品化学学会副理事長、または日本食品化学学会員以外の関係者若しくは識者を委員に加えることが出来るものとする。

4 調査委員会には委員長を置き、日本食品化学学会誌編集委員長がこれにあたる。

(調査および審議)

第4条 調査委員会は不正に関わる調査を行い、電子メールにより審議し、必要に応じて、

当事者および関係者への調査ならびに事情聴取を行うものとする。

2 調査委員会の審議の結果、科学不正であるとの結論に至った場合には、調査委員会はその不正の程度に応じて、以下に掲げる措置の中より適切と思われるものをすべて選び、審議経過とともに理事長へ上申する。

(1) 科学不正が含まれると判断したため論文審査を中断し論文を却下する旨を著者に通告する。

(2) 所属機関の長（著者が学生の場合には指導教官を含む）へ不正の経緯を通知する。

(3) 研究資金の出資元が判明する場合には不正の経緯を出資元に通知する。

(4) この件に関する著者からの論文投稿を今後受け付けないことを著者に通知する。

(5) 関係する雑誌が有る場合には、その編集長へ不正の経緯を通知する。

(6) 既に日本食品化学学会誌に出版された論文に不正が見いだされた場合には、その論文を取り消し、その旨を電子ジャーナルサイトに掲示する。

(理事長による承認)

第5条 理事長は調査委員会より上申された審議結果および措置が正当でないと判断した場合には、判断の理由を示して調査委員会に再度の調査を指示するものとする。

2 理事長が調査委員会の結論を正当であると判断した場合には、その措置の実施を承認すると同時に、調査委員会の審議結果および措置について理事会に報告するものとする。なお、理事会への報告に際しては、関係各者の基本的人権の擁護に留意するものとする。

(不服申し立て)

第6条 理事長が措置の実施を承認した場合は、調査委員会は遅滞なく審議結果ならびに措置の内容を当事者に通告するものとする。当事者への審議結果および措置実施の通告に際しては、通告後、一ヶ月の不服申し立ての期間を定めることとする。

2 当事者から不服申し立てが有る場合には、理事長が指名する理事三名の合議により不服申請を審議するものとする。三理事の審議の結果、再調査が必要と判断した場合には、理事長が再審査を調査委員会に指示するものとする。

(措置の実施)

第7条 審議結果および措置実施の通告から一ヶ月間を経ても当事者からの不服申し立てがない場合には措置が確定したものとし、措置を実施する。

2 措置が実施された時点で委員長は調査委員会を解散する。

(規則の変更)

第8条 この規則を改正するには理事会の承認を得なければならない。

この規則は平成25年8月29日から施行する。